

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和3年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

VOL. 1 労働基準法・労働安全衛生法

1. 労働基準法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
68	(1) 条文（法32条の3第1項） *1	削除

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
206	(1) 法13条の2条文内の5行目 2) 前項の事業者は、 <u>産業医</u> に対し、～ (後略)	2) 前項の事業者は、 <u>前項に規定する医師その他厚生労働省令で定める者</u> に対し、～(後略)

VOL. 2 労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法

1. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
67	ちょっとアドバイス 166,950円（隨時介護：83,480円）	<u>171,650</u> 円（隨時介護： <u>85,780</u> 円）
68	72,990円（隨時介護：36,500円）	<u>73,090</u> 円（隨時介護：36,500円）

◆誤記等訂正表

特になし

2. 雇用保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
193	③賃金日額の下限額と上限額の表内 30歳未満 13,700円	30歳未満 <u>13,690</u> 円
225	ちょっとアドバイス 1つ目 3行目 上限額（13,700円）	上限額（13,690円）
229	ちょっとアドバイス 3行目 上限額（13,700円）	上限額（13,690円）
277	条文 下から 3行目 365,114円（以下「支給限度額」という） ※p281 も同じ	365,055円（以下「支給限度額」という）

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
278	（例）の「図解」実線矢印の上 支給対象期間	支給対象 <u>月</u>
298	条文 下から 4行目 2) 育児休業給付金の支給を～（後略）	2) 前項の規定により育児休業給付金の 支給を～（後略）

3. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
350	ここをチェック 1行目 <input type="checkbox"/> 令和 2年 4月 1日～（後略）	<input type="checkbox"/> 令和 3年 4月 1日～（後略）
405	条文、解説文内 特例基準割合 令和 2年 2.6% 8.9% 1.6%	<u>延滞税</u> 特例基準割合 令和 3年 2.5% 8.8% 1.5%

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
320	下から 6 行目 め については～	①については～
363	下から 3 行目 <input type="checkbox"/> 統一様式及びその経由規定が新設されるまでは、 <u>公共職業安定所においては、申告・納付の事務は取り扱われていなかった。</u>	統一様式及びその経由規定が新設されたことにより、一定の区分に該当する場合には、所轄公共職業安定所長を概算保険料申告書等の経由先とすることが可能となった（従来はできなかった）。
382	ADVANCE 1つ目 <input type="checkbox"/> の 9 行目 厚生労働大臣の定める率を減じた率をいい、現在は「0」である。	厚生労働大臣の定める率（現在は「0」）を減じた率をいい、結果的には「非業務災害率」と同じ「0.6/1,000」となる。

VOL. 3 国民年金法・厚生年金保険法

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
111	ADVANCE 3行目 (令和2年度は1.003(前年度:1.006))	(令和3年度は0.999(前年度:1.003))
117	②令和2年度の年金額 実際の支給額	②令和3年度の年金額 下記【差替え①】
134	ちょっとアドバイス 令和2年度における保険料改定率は、「0.973」である。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額 $17,000\text{円} \times 0.973 \approx 16,540\text{円}$ となる。	令和3年度における保険料改定率は、「0.977」である。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額 $17,000\text{円} \times 0.977 \approx 16,610\text{円}$ となる。
148	ちょっとアドバイス c) 専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設(学校教育法に規定する各種学校は、修業年限が1年以上である課程に限る)の生徒又は学生	c) 学校教育法に規定する各種学校に在学する生徒(修業年限が1年以上である課程を履修する者に限る)
164	②延滞金の割合の特例 令和2年 8.9% 2.6% ※p381も同じ	令和3年 8.8% 2.5%

【差替え①】

780,900円
976,125円
780,900円
780,900円
224,700円
74,900円
224,700円

◆誤記等訂正表

特になし

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
283	上から 5 つ目□ 令和 2 年度における「支給停止調整額」は、「47 万円」とする。 ※p295 も同じ	令和 3 年度における「支給停止調整額」は、「47 万円」とする。 ※支給停止調整開始額「28 万円」も変更なし。
340	ちょっとアドバイス 1 つ目□ 「令和 2 年度名目手取り賃金変動率」は、 <u>1.003</u> である。	「令和 3 年度名目手取り賃金変動率」は、 <u>0.999</u> である。
342	ちょっとアドバイス 1 つ目□ 令和 2 年度における「 スライド 調整率」は、0.999 となった。	令和 3 年度における「調整率」は、0.999 となった。
346	(2) 令和 2 年度年金額 実際の支給額	(2) 令和 3 年度年金額 下記【差替え②】

【差替え②】

①定額部分の額 1,628 円	②加給年金額 224,700 円 224,700 円 74,900 円	③特別加算額 33,200 円 66,300 円 99,500 円 132,600 円 165,800 円	④その他の額 585,700 円 1,171,400 円 585,700 円

◆誤記等訂正表

特になし

VOL. 4 健康保険法・一般常識

1. 健康保険法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
5	(2) 条文 (法 7 条の 6 第 1 項 f) 保険事業	保健事業
53	下から 3 つ目の右欄 次の a)～c) のいずれかに該当するに至 ったときは、保険者に、遅滞なく	保険者に、遅滞なく

2. 社会一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
249	ちょっとアドバイス① 平成 30 年度から令和 2 年度までの間に おける第 2 号被保険者負担率は、100 分 の 27 とされている。	令和 3 年度から令和 5 年度までの間にお ける第 2 号被保険者負担率は、100 分の 27 とされている。

◆誤記等訂正表

特になし

3. 労働一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし